

第2号議案

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正について

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を
行うため提案する。

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。